

浜松市喀痰吸引等研修奨励金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、喀痰吸引等従事者の確保対策として、浜松市内の移動支援事業所における喀痰吸引等従事者の増加と定着を図るために、喀痰吸引等研修の修了者又は喀痰吸引等研修の終了者であって、認定特定行為業務従事者証の交付を受け、現に移動支援従事者として勤務しているものに対して、予算の範囲内において交付する奨励金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修機関 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)附則第4条第2項に規定する登録研修機関をいう。
- (2) 登録事業者 法第48条の3第1項又は附則第20条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けた事業所をいう。
- (3) 認定特定行為業務従事者 法附則第3条第1項の規定により、都道府県知事が認定したものをいう。
- (4) 喀痰吸引等 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養をいう。
- (5) 移動支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第8号に掲げる移動支援事業を実施するもので、浜松市移動支援事業実施要綱に規定する地域生活支援事業実施施設・事業者台帳の登録を受けた事業所をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1号の研修機関において、喀痰吸引等研修を修了した日から1年以内であり、かつ前条第3号の認定特定行為業務従事者と認定されていること。
- (2) 移動支援事業所に、移動支援従事者として勤務(常勤・非常勤・派遣の別を問わないものとする。)し、かつ申請時において勤務を継続していること。
- (3) 国・県・その他公的機関等から本事業の申請に係る受講料について助成を受けていないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(交付対象経費)

第4条 奨励金の対象経費は、喀痰吸引等研修の受講料(テキスト代を含む。)とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、本人が負担した受講料が8万円以上のときは8万円、8万円未満のときは受講料全額とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜松市喀痰吸引等研修奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、第2条第3号に規定する認定特定行為業務従事者と認定され、かつ第3条第2号の条件を満たした日以後、市長に申請しなければならない。

- （1）受講料の領収書（申請者の氏名及び支払金額が明記されたもの）
- （2）喀痰吸引等研修した旨の証書及び認定特定行為業務従事者認定証の写し
- （3）勤務証明書（様式第2号）
- （4）口座振替依頼書
（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による奨励金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、浜松市喀痰吸引等研修奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知後、交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、浜松市喀痰吸引等研修奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、浜松市喀痰吸引等研修奨励金交付決定取消及び返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて交付した奨励金を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(〒 -)

住 所

(申請者)

ふりがな
氏 名

電話番号

浜松市喀痰吸引等研修奨励金交付申請書

浜松市喀痰吸引等研修奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、市において、申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

交 付 申 請 額	金 円
研 修 実 施 事 業 者 名	
受 講 料	円
修 了 年 月 日	年 月 日
修了証書に記載された修了番号	
認定特定行為従事者証に記載された登録番号	
勤務先移動支援事業所 (様式第2号記載)	所在地 事業所名

確認欄(以下の質問について、該当するものに を付けてください)

1	申請日現在も様式第2号の移動支援事業所に勤務を継続していますか	勤務している・勤務していない
2	国・県・その他公的機関等から本申請に係る受講料について助成を受けていますか	受けていない・受けている

添付書類

- (1) 受講料の領収書(申請者の氏名及び支払金額が明記されたもの)
- (2) 勤務証明書(様式第2号) 証明日は申請日前1か月以内であること。
- (3) 口座振替依頼書 通帳の写し(表紙及び1ページ目)を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
法人又は事業所名
代表者職氏名
連絡先電話番号
(担当者氏名)

勤務証明書

浜松市喀痰吸引等研修奨励金の交付申請について、下記のとおり証明します。

記

被 雇 用 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
	勤 務 先 所 在 地	
	勤 務 事 業 所 名	
	勤 務 開 始 日	平成・令和 年 月 日
	職 種	移動支援従事者
	雇 用 形 態	常勤・非常勤・派遣(週 時間)

証明日は申請日前1か月以内であること。

雇用形態が派遣である場合は、派遣元との雇用契約書の写しを添付すること。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市喀痰吸引等奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった浜松市喀痰吸引等研修奨励金の交付について、次のとおり決定します。

記

交付額

金額	¥	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市喀痰吸引等研修奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった浜松市喀痰吸引等研修奨励金については、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

理由

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市喀痰吸引等研修奨励金交付決定取消及び返還命令書

年 月 日付け 第 号により通知した浜松市喀痰吸引等研修奨励金
交付決定の全部(一部)を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

交 付 決 定 額	円
返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返還を命ずる理由	

支払金口座振替依頼書

市对我的債権に係る支払は、次の口座に振込んでください。

令和 年 月 日

宛先 浜松市長 鈴木 康友

住所又は所在地	〒 -
フリガナ	
氏名又は名称及び代表者氏名	

振込先金融機関名	預金種別及び口座番号	
銀行 本店	普通預金	第 号
金庫 支店		
農協 営業部 出張所	当座預金	

通帳の写し(表紙及び1ページ目)を添付してください。